

## 鳥取県政務活動費交付条例施行規程

(平成 13 年 3 月 28 日 鳥取県議会告示第 2 号)

最終改正 平成 29 年 3 月 28 日 鳥取県議会告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鳥取県政務活動費交付条例（平成 13 年鳥取県条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(収支報告書)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の収支報告書は、様式第 1 号のとおりとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第 3 条 条例第 8 条第 2 項の規定による収支報告書等の閲覧（以下「閲覧」という。）をしようとする者は、収支報告書等閲覧簿（様式第 2 号）に必要な事項を記載しなければならない。

- 2 閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。
- 3 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 4 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 5 前 3 項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年議会告示第 1 号）

この告示は、平成 16 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 16 年議会告示第 4 号）

この告示は、平成 16 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（平成 17 年議会告示第 4 号）

この告示は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 17 年議会告示第 7 号）

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年議会告示第 3 号）

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年議会告示第 5 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 13 日から施行する。

附 則（平成 22 年議会告示第 4 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年議会告示第 4 号）

この告示は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年議会告示第 4 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年議会告示第 1 号）

この告示は、平成 25 年 3 月 1 日から施行し、改正後の鳥取県政務活動費交付条例施行規程の規定は、同日以後に交付される政務活動費に係る収支報告書等について適用する。

附 則（平成 25 年議会告示第 6 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年議会告示第 3 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年議会告示第 2 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

年度政務活動費収支報告書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会議員



1 交付を受けた政務活動費の額 \_\_\_\_\_ 円

2 政務活動費を充てた支出の額

項 目	金 額	主 な 支 出 の 内 訳
調 査 研 究 費	円	
研 修 費	円	
会 議 費	円	
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	円	
広 報 費	円	
事 務 所 費	円	
事 務 費	円	
人 件 費	円	
合 計	円	

3 支出に充てない残額 \_\_\_\_\_ 円

## 収支報告書等閲覧簿

閲覧年月日	住 所	氏 名
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		